

性的（不）同意の構造および性差の検討

向井 智哉¹ 福島 由衣² 相澤 育郎³ 貞村 真宏⁴ 外塚 果林⁵

(¹心理学科 ²早稲田大学人間科学学術院 ³立正大学法学部

⁴所属なし ⁵洗足こども短期大学)

要 旨 刑法改正をめぐる議論では、「同意を伴わない性交」を処罰する不同意性交等罪の新設が論じられてきた。この議論を背景として、本研究は、一般市民が性的同意をどのように推認するかについて性差に着目しつつ探索的な調査を行った。具体的には、500名の回答者に対し、性的場面にいる2人の登場人物を含むシナリオを読んでもらい、性的同意を求められた側がとり得る30の反応を提示した。その後、回答者は、その登場人物が各反応をとった場合にどの程度同意をしていると推認するかを回答するよう求められた。探索的因子分析の結果、「明示的不同意」「黙示的不同意」「黙示的同意」の3つの因子が抽出された。性別ごとの分析の結果、3つの項目は男女で異なる因子に負荷していたものの、3因子構造自体は維持された。さらに、多母集団での確認的因子分析の結果、3つの因子の因子平均に有意な性差はなかった。これらの結果から、性的不同意（したがって、性的同意）は、現在の議論が想定しているよりも複雑なグラデーションを有するものであり、このような複雑性を加味した立法や法解釈、運用が望ましいことが示唆された。

【キーワード 性的同意 強制性交 ジェンダー 性的スクリプト理論】

【問題と目的】

日本における性犯罪に関する法制は近年大きな転換点を迎えている。1907（明治40）年に現行の刑法典が成立して以来、性犯罪法制は長らく改正がなされていなかった。しかし2004（平成16）年に、法定刑を引き上げ、集団強姦罪（刑法178条の2）¹や準強制わいせつおよび準強姦罪（刑法178条）を新設する改正が成立以来約1世紀ぶりになされたことを皮切りに（岩井,2014）、2017（平成29）年にはさらに大きな改正がなされた（平成29年6月23日法律第72号、以下「平成29年刑法一部改正法」という）。改正の範囲は多岐にわたるが、女性のみが客体とされていた強姦罪を廃止し、保護範囲を女性以外にまで広げた強制性交等罪（刑法177条）へと継承されたこと、18歳未満の者に対して監護者がその立場に乗じてわいせつ行為・性交等をするを処罰する監護者わいせつおよび監護者性交等罪（刑法179条）が新設されたことなどが大きな注目を集めた。

このように大きな改正がなされたものの、同改正に際しては「この法律の施行後三年を目途として」性犯罪法制について「施策の在り方について検討を加え」ることが附則で定められていた（平成29年刑法一部改正法附則9条）。この附則を受け、その後も性犯罪法制に関する議論は続けられた。たとえば、2014（平成26）年には法務省内に「性犯罪の罰則に関する検討会」²が、2020（令和2）年には同じく法務省内に「性犯罪に関する刑事法検討会」³が発足し、議論がなされた。

¹ この規定はその後の平成29年改正で削除された。

² この検討会で検討された事項は性犯罪の罰則に関する検討会（2015）にまとめられている。

³ この検討会で検討された事項は性犯罪に関する刑事法検討会（2021）にまとめられている。

議論されてきた内容は多岐にわたるが、その中でも活発な議論の対象となった論点の1つは、「同意のない性交」を処罰する「不同意性交等罪」の新設ないしは同行為を処罰可能とする改正である。このような議論がなされるに至った背景としては、以下のような事情がある。すなわち、平成29年刑法一部改正法における強制性交等罪では、「暴行又は脅迫」を用いて性交等を行うことが要件として挙げられている。この「暴行」・「脅迫」要件はより具体的には、判例および通説では、相手方の「抗拒を著しく困難ならしめるもの」であることを指すと解釈されている（最判昭和24年5月10日刑集3巻6号711頁）。このような判断基準に従うと、たとえ「同意に基づかない」性交等であったことが認定されたとしても、行為者の行為が「抗拒を著しく困難ならしめるもの」でないと判断された場合には強制性交等罪は成立しないこととなる。

実際にそのような判断がなされた事例としては名古屋地裁岡崎支判平成31年3月26日がある。これは、他の家族に隠れて実子を姦淫していたとされる被告人が、準強制性交罪（刑法178条2項）で起訴されたという事案である。この事案について行われた第一審の判旨は、被告人の行った姦淫行為は、A（姦淫を受けていた女性）の「意に反するもの」であったことは認めつつも、「被告人がAの人格を完全に支配し、Aが被告人に服従・盲従せざるを得ないような強い支配従属関係にあったとまでは認めがたい」とし、「抗拒不能の状態にまで至っていたと断定するには、なお合理的な疑いが残るといふべきである」と判示して被告人に無罪を言い渡した。

この判決は、女性の権利を擁護する団体などから強い批判を受け、全国に広がった「フラワーデモ」の契機となった（伊藤, 2019; 仲道, 2020）。また市民団体のみならず刑事法研究者からも、準強制性交罪の成立に判旨が述べるような「強い支配従属関係」の存在を求めるのは要件を狭く解釈しすぎている（安田, 2019）などの批判がなされた。

このような「処罰の間隙」への対応策として議論されてきたのが「不同意性交等罪」の新設ないし改正である（井田, 2015; 小沢, 2019）。これは、暴行や脅迫によって強制された性交等のみを処罰の対象とするのではなく、同意に基づかない性交等へも処罰の対象を拡大することを求める主張である（Spring, 2018; 島岡, 2014）。これは上述の性犯罪の罰則に関する検討会（2020）でも論点として取り上げられており、刑事法の分野でも多くの議論がなされてきた（e.g., 嘉門, 2019; 川口, 2019）。

そのような議論を踏まえ、2023（令和5）年6月16日、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が新設され（刑法176条, 177条）、強制わいせつ罪・強制性交等罪における「暴行」・「脅迫」要件、準強制わいせつ罪・準強制性交等罪における「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正がなされた（令和5年法律第66号、以下「令和5年刑法一部改正法」という。）。令和5年刑法一部改正法では、被害者が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」（刑法176条1項柱書）となる原因になり得る行為・事由として8つの類型が例示列挙された（刑法176条1項各号）。これにより、法務省は改正前の強制性交等罪などの処罰範囲を拡大して改正前には処罰できなかった行為を新たに処罰対象に含めるものではないが、改正前の強制性交等罪などと比較してより明確で判断にばらつきが生じない規定となった結果、改正前にも本来は処罰されるべきであった行為がよりの確に処罰されるようになると指摘する（法務省, 2023）。他方、これらの類型の関する規定のなかには不明確なものがあり、国民生活の萎縮や国家権力による恣意的な権力行使の危険がある旨の指摘もある（高野, 2023）。

言うまでもなく性犯罪はその被害者の心身に大きな悪影響をもたらす重大な犯罪類型である（齋藤・岡本・大竹, 2019; 島岡, 2017）。そうである以上、性犯罪法制に処罰の間隙が生じているとすれば（つまり、本来であれば処罰されるべき行為が罰されないままとなっているとすれば）、被害者をいわば「泣き寝入り」させる危険性があるという点で問題がある。したがって、性犯罪法制の処罰範囲を拡大しようという提案は、性犯罪被害者の保護という観点からみれば有益なものになりうる（島岡, 2016）。しかし他方で、性行為は多くの人々によって日常的に行われる行為であるため、処罰範囲を拡大しすぎると本来であれば処罰するべきでない行為までが可罰的なものとされてしまう危険性があり、国民の性に関する日常生活が不当に萎縮してしまいかねない。また、「性的同意」という概念ははまだ十分に人口に膾炙したものとはなっておらず（齋藤・大竹, 2019）、計量的な調査も行われていない。そのため、このようなその内実が不明確な概念を用いて処罰範囲を確定することには、市民の性意識と乖離した立法が行われる危険性がある（嘉門, 2019）。そしてこのような市民の意識と乖離した立法は、制度に対する市民の信頼維持およびそれを前提とした円滑な制度運営という観点から見て望ましいものではない（松澤・松原, 2015; 向井他, 2020）。したがって、一般市民が性的同意について有する意識を検討し、それによって得られた知見を用いて、令和5年刑法一部改正法が市民の性意識と乖離した立法となっていないか検証することに意義がある。

またこれに加えて、性的同意を検討することは、令和5年改正後の法律の運用に際しても示唆を与えることが期待できる。公判（法廷場面）では、被害者とされた人の何らかの行為に基づいて被告人が「同意が存在する」と推認（誤認）したことが妥当であるかが争点となることがある⁴。しかし、その判断は人の心理に深く関わるものであるため、純粋に法的な観点からのみでは判断できない。そのため、同意推認についての「常識」や「社会通念」が加味されることになるが、性的同意に関する研究がなされていない現状にあっては、このような「常識」や「社会通念」がどのようなものであるかは、結局のところ、裁判官（および裁判員裁判対象事件であれば裁判員）の個人的な認識に委ねられている。性的同意に関する意識を検討することは、この点を補うためにも有益である。

さらに以上のように法律の運用に対して示唆を与えることは、心理学的知見の実践における有用性を示し、心理学研究の裾野を広げるという点で心理学にとっても意義がある。

以上のことから、本研究では、一般市民の性的同意に関する意識を検討する。

同意推認の構造

それでは、どのような観点から性的同意を検討すべきだろうか。この点につき、本研究では、対象者がどの程度性的に同意していると推認するかを「同意推認」と名付けた上で、この同意推認の類型化を試みる。現行の日本の刑罰法規では、近代法の大原則である罪刑法定主義に基づき、一定の行為に刑罰を科すためにはそ

⁴ 実際にこの点が問題となった事案として静岡地裁浜松支判平成31年3月19日LEX/DB25563101がある。

見知らぬ女性に、反抗に著しく困難にする程度の暴行を加えて口腔性交を行わせたが、被告人が当該女性の反抗が困難な状態にあったこと等を認識していたと認めるのは「常識に照らして疑問が残る」として無罪を言い渡した事案である。

の要件が前もって具体的に定められている必要がある（憲法 31 条）。しかし、処罰すべき行為には、「どこで」「誰に」「どのように」などの点で様々な態様がありえる。そのため、そのすべてを個別具体的に規定することは不可能である。そこで、令和 5 年改正前刑法では、「暴行又は脅迫を用いて、性交等を行った場合に処罰の対象となる」といった形で行為を一定程度類型化した形で規定を置いてきた。

このような議論は、新設された不同意性交等罪についても当てはまる。つまり、「不同意性交等」として処罰されるべき行為には様々なものがありうるため、どのような種類の行為が処罰の対象となるか、あるいは対象とすべきかについての類型化が行われた（刑法 176 条 1 項各号・177 条）。しかし、改正をめぐる議論においても、そもそも何が性的同意なのか、それについての社会通念がどのようなものであるかについての議論はほとんど深められておらず、このような議論の状況のまま改正がなされたのだとすれば、上述のように市民の意識と乖離した立法となってしまう可能性があるという点で問題がある。したがって、同意推認がどのようなものであるかについて実証的に検討する必要がある。

Muehlenhar et al. (1996) は、性的関係を結ぼうとする男性に対して取り得る女性の行動を 28 項目提示し、どのような女性の行動がその後の関係に悪影響を及ぼすことなく、男性の行為をやめさせられるのか、男性を対象に調査を行った。その結果、「これはレイプだ」などと脅すよりも、「あなたのことは本当に好きだけど、関係がもう少し深まるまで待ちましょう」と言った方が関係を壊すことなく行為をやめさせられる可能性が示された。この研究は、同意推認の類型化を行ったわけではないが、どのような行動が不同意または同意と見做されやすいのかを具体的に検討した有益な研究といえる。

しかし、その後の実証研究においても同意推認の類型化は不十分である。これまでの研究で性的同意は、それが明示的か黙示的か (Satinsky & Jozkowski, 2015)、言語によるものか行動によるものか (Vannier & O'Sullivan, 2011)、同意を求める側と求められる側の権力差が存在することを意識してなされるかどうか (McCormick, 1979) などの次元で区別されてきた。とはいえ、これらの区別は必ずしも研究を通じて維持されているわけではない。たとえば、McCormick (1979) は、行為者間の権力差に着目して、権力差があることを認識して求められる同意を「直接的」、そうでないものを「間接的」と定義しているが、その後、直接／間接の次元は、直截的かつ明確であるか否かで区別されるようになり (Hickman & Muehlenhard, 1999; Vannier & O'Sullivan, 2011)、明示／黙示の次元との区別は曖昧になっている。この定義の変遷が示唆するように、性的同意の類型についてはまだ定説が存在しないのが現状である。

また、性的同意は、個人が属する特定の文化ないし社会の文脈に影響されることが考えられる。既存の性的同意研究の多くが依拠する性的スクリプト理論 (Simon & Gagnon, 1984, 1986) では、人の性的行動は、社会に存在する性的スクリプトによって影響を受けることが主張されてきた。これは性的同意に関しても同様である (Lenton & Bryan, 2005)。そして、このような性的スクリプトは、たとえばテレビ番組などメディアを通じて、日常生活の中で個人に内面化されていくことが主張されている (Kim et al., 2007)。そうであるとすれば、西欧で得られた知見がメディアを含めた環境が異なる日本においても適用可能であるかは不明確である。したがって、同意推認の構造がどのようなものであるかは西欧で得られている知見を前提とするのではなく、日本においても改めて検証される必要がある。

そこで本研究では、性的なアプローチを受けた人がそれに対してとり得る行為をリストアップし、それぞれ

の行為をした場合、その人がどの程度同意をしていると考えるかを因子分析によって類型化することを第一の目的とする。日本での先行研究が存在しない現状では因子構造について具体的な仮説を立てることはできず、上述の性的スクリプトの相違に起因して、西欧で行われた研究を仮説の根拠とすることも不適當であるため、探索的に検討を行うこととする。

同意推認の性差

同意推認については性別ごとに一定の相違がある可能性も考えられる。上述の性的スクリプト理論に基づく西欧の研究では、性的な同意を求める側は男性であり、求められる側は女性であるという性的スクリプトが存在することが一貫して示されている (Beres, 2010; Burkett & Hamiton, 2012; Jozkowski & Humphreys, 2014)。そして、このような性的スクリプトの存在に起因して、男性は女性と比べて性的同意を求める側にいることに居心地の良さを感じやすく (Grauerholz & Serpe, 1985)、そのような立場にいることを想像しやすい (Hickman & Muehlenhard, 1999)。性的同意を求める側に感情移入するか求められる側に感情移入するかは同意推認にも影響を及ぼすことが考えられるため、女性と男性は同意推認の類型化の仕方および同意推認の程度において相違が見られる可能性がある。

また、ジェンダー法学においては、現行の刑法にはジェンダーバイアスがあることが指摘されてきた (島岡, 2015, 2016)。もし同意推認に性差があるにもかかわらず、そのような性差を見過ごしたまま特定の性別に基づいた立法がなされることは性別の平等などの点から問題がある。そこで、本研究では、性的同意の構造および程度に性差があるかを検討することを第二の目的とする。上述の理由から目的2に際しても具体的な仮説を立てることは困難であるため、この点についても探索的に検討を行うこととする。

【方 法】

調査手続きと協力者

ウェブ調査会社を介したウェブ調査を行った。具体的には、執筆者が作成した質問ページが、ウェブ調査会社のウェブページ上に掲示され、それに関心を持ったモニターが回答を行った。なお、ウェブ調査の問題点として、代表性が十分に担保されない可能性があること、ならびに注意資源を十分に投入しない可能性があることが指摘されている (三浦・小林, 2015)。このような問題点に対応するために以下2つの対応を行った。第一に、サンプルの人口比を母集団の人口比に近づけ可能な限り代表性を担保するため、調査時点での最新の人口推定 (総務省, 2021) に基づき、性別と年齢 (5歳区切り) に従ってサンプルを割り付けた。第二に、十分に注意資源を投入していない回答者を除外するための簡便な方法として、後掲のシナリオを提示した後に、その内容に関する簡単な質問 (「AさんとBさんが二人で会ったのは10回目である」「二人は何度も体を重ねる深い関係性にある」「Aさんは、人気の多い歓楽街で、Bさんにアプローチをした」) に答えてもらい、「誤った」回答をした回答者を除外した。その結果、回答を完了したモニター500名のうち、76名が除外された。結果として、女性224名 (平均年齢54.5歳, $SD=18.0$ 歳) および男性200名 (平均年齢53.2歳, $SD=17.0$ 歳) の合計424名の回答を分析の対象とした。調査は改正前の2021年2月3日に実施された。

提示したシナリオ

次のシナリオを提示した。「Aさんは、仕事上で知り合ったBさんと数回、二人だけで会う関係にありました。二人は大学を出たばかりでした。1回目に会った時はランチを共にし、2回目には休みの日に服を見に行きました。3回目には、二人は少し遅めの昼食を食べた後、映画を見に行きました。長い映画だったので、映画を見終わるころには辺りは暗くなっていました。二人は、特に当てもなく、人気のない公園を通りかかりました。その時、Aさんは、Bさんの手を握り、ホテルに行こうとしつこく誘いはじめました」。

シナリオ作成に際しては、登場人物の性別がどちらかのみに限定されないものとなるよう留意した。そのように留意した理由は、第一に、登場人物の性別を限定しない場合に、人々がどちらの性別を念頭に置いて回答するかを検討することは性的同意についての性規範を知る上で有益と考えたこと、およびそのような調査を経ずに特定の性別をアプローチする側ないしされる側であるとして提示することは、現状の性規範を無批判に前提とすることになり倫理上問題があると考えたことによる。

質問項目

性別認識 登場人物の性別をどのように想定するかによって同意推認に関する結果にも相違が生じる可能性が考えられる。そのため、回答者がシナリオを読む際に登場人物の性別をどのように捉えていたかを測定するため、「前のページの文章を読む際、あなたはAさん（アプローチをした側）とBさん（アプローチをされた側）の性別をどちらだと思って読みましたか」と尋ね、「Aさん（アプローチをした側）」「Bさん（アプローチをされた側）」という項目に回答を求めた。回答の選択肢は「女性」「男性」「その他」であった。

同意推認 基本的には上述の Muehlenhard et al. (1996) で提示されている項目に依拠したが、時代の経過ないし文化の相違に起因して現在の日本で用いるには違和感がある項目が散見された。そのため、以下の手順で質問項目を修正した。まず、第1著者が同研究から項目を翻訳し、質問紙の下案を作成した。その後、作成された下案について、7名の研究者・社会人に依頼し、(a) 重複している項目、(b) 特定の性別に限定された反応、(c) 明らかに非現実的な項目をリストアップしてもらった。また、他にあり得そうな反応が思いついた場合には、自由に記述してもらった。この調査の結果を受け、まず上述の (a) から (c) に該当すると回答した項目を再検討し、7項目を除外した。また、他にあり得そうな反応として挙げられた反応を心理学者および法学者を含む共著者全員で検討し、全員の合議に基づいて新たに9項目を追加した。なお追加の際には、Muehlenhard et al. (1996) の元項目では、明確に不同意と捉えられるような項目がほとんどであったことに鑑み、より中立的な反応や同意と捉えられるような項目を重点的に追加した。

以上の手順で作成された30の質問項目に、「全く同意していない」(1)から「完全に同意している」(5)の5件法での回答を求めた。

属性変数 その他、モニター情報と紐づけられた年齢や性別、婚姻状況等の情報がウェブ調査会社から提供された。

倫理的配慮

調査ページの最初のページに、回答は任意であること、匿名で行われるため回答者が特定される可能性はな

いこと、研究以外の目的で用いられることはないことなどを明記した。調査は立正大学研究倫理委員会の承認を受けて行われた。

データ分析

因子の性差の検討には R ver. 3.6.3 と lavaan package ver. 0.6-5 (Rosseel, 2012) を用いた。それ以外の分析には HAD ver. 16.0 (清水, 2016) を用いた。

【結果】

性別認識に関する結果

性別認識に関する 2 項目を分析したところ、アプローチをした側 (A さん) を女性と想定した回答者は 14 名 (3.3%)、男性と想定した回答者は 397 名 (93.6%)、その他と想定した回答者は 13 名 (3.1%) であった。他方、アプローチされた側 (B さん) を女性と想定した回答者は 391 名 (92.2%)、男性と想定した回答者は 20 (4.7%) 名、その他と想定した回答者は 13 名 (3.1%) であった (Table 1)。カイ二乗検定の結果、散らばりは有意であった ($\chi^2(2) = 691.77, p < .01$)。このことから、回答者は、アプローチをする側は男性、される側は女性と想定して回答していたことが示された。

Table 1 アプローチする側およびされる側の性別の認識

性別の認識	アプローチする側/される側	
	する側	される側
女性	14 (3.3%)	391 (92.2%)
男性	397 (93.6%)	20 (4.7%)
その他	13 (3.1%)	13 (3.1%)
合計	424 (100.0%)	424 (100.0%)

同意推認に関する結果

上述の通り、登場人物の性別をどのように想定するかによって同意推認に関する結果にも相違が生じる可能性が考えられる。そのため、本来であれば想定した性別ごとに分析をすることが望ましい。しかし、アプローチする側を女性ないしその他、アプローチされる側を男性ないしその他と想定して回答していた回答者はほとんどおらず、分析に耐えるサンプルサイズが確保できなかった。そのため、以下では、アプローチする側を男性、アプローチされる側を女性として回答した 388 名分のデータ (女性 202 名, 男性 186 名) のみを用いし、それ以外の回答をした回答者は除外して分析を行った。

探索的因子分析 同意推認の構造を検討するために探索的因子分析を行った。固有値の減衰状況(12.30, 4.56, 1.81, 0.82, 0.80.....) および因子の解釈可能性から3因子解を指定した上で、性別ごとに因子分析(最尤法・プロマックス回転)を行ったところ、1つの項目(「妊娠する/させるのが怖いと言う」)の因子負荷量が.40を下回っていたことからこの項目を除外した上で、再度分析を繰り返した。その結果および性別ごとの因子分析の結果をTable 2に示す。

Table 2 性別ごとの因子分析結果(最尤法・プロマックス回転)および記述統計量

項目	全体			女性			男性		
	F1	F2	F3	F1	F2	F3	F1	F2	F3
1 肉体的な攻撃(ひざ蹴りをしたり 噛みついたり殴ったり蹴ったり引 つかいたり)をする	1.06	-.23	.11	1.03	-.24	.09	1.10	-.23	.14
2 肉体的な攻撃(ひざ蹴りをしたり 噛みついたり殴ったり蹴ったり引 つかいたり)をすると脅す	1.04	-.28	.17	.99	-.28	.13	1.05	-.26	.19
3 走って逃げる	.88	-.02	-.08	.87	-.05	-.09	.87	.02	-.09
4 友人や家族などに助けを求める電 話をかける	.87	-.09	-.04	.83	-.08	.00	.88	-.07	-.12
5 共通の知り合いにAさんから言い 寄られたことを告げると脅す	.84	-.03	.10	.87	-.08	.10	.79	.01	.08
6 「不良」などと呼んで非難する	.77	.06	.14	.68	.10	.13	.82	.04	.13
7 押しつける	.72	.10	-.07	.57	.18	-.15	.90	-.01	.03
8 「こんな人だと思わなかった」と 相手を非難する	.62	.20	-.12	.56	.24	-.12	.67	.18	-.11
9 「いやだ!」と言う	.57	.23	-.19	.61	.17	-.21	.52	.30	-.20
10 「実は付き合っている相手がい る」と告げる	.57	.25	-.03	.54	.28	-.04	.63	.20	-.00
11 「そんなことできない」と言う	.51	.32	-.15	.50	.32	-.12	.51	.36	-.19
12 「怖い」と言う	.47	.34	.06	.59	.23	.10	.33	.47	-.02
13 「あなたのことは本当に気に入っ ているけれど、まだ早いと思う。 もっとお互いを知るまで待とう」 と言う	-.26	.86	-.12	-.33	.93	-.12	-.14	.75	-.06
14 自分と付き合うつもりがあるのか を尋ねる	-.23	.68	.32	-.16	.64	.45	-.30	.75	.18

注) F1: 明示的の不同意, F2: 黙示的の不同意; F3: 黙示的の同意。

Table 2 性別ごとの因子分析結果(最尤法・プロマックス回転)および記述統計量(続き)

項目	全体			女性			男性		
	F1	F2	F3	F1	F2	F3	F1	F2	F3
15 結婚するまでは清い交際をするのが信念だから、結婚まで待つ欲しいと告げる	-0.03	.64	.03	-0.04	.62	-0.02	.01	.61	.10
16 「また今度」とあしらう	.13	.62	-0.08	.09	.66	-0.10	.18	.57	-0.04
17 「疲れているし明日は早起きしないといけない」と言う	.19	.61	-0.08	.12	.66	-0.08	.26	.56	-0.05
18 楽し気に手を振りほどこき、微笑んで、「ダメ」と言う	.03	.60	.20	.03	.57	.26	-0.02	.69	.09
19 キスをしたりいちゃついたりする以上のことはしたくないと言う	.14	.50	.22	.14	.55	.20	.16	.44	.26
20 今日は体調が悪いと告げる	.34	.50	-0.02	.40	.44	.01	.29	.54	-0.04
21 他の話を始めて、雰囲気を変える	.34	.46	-0.05	.32	.52	-0.03	.42	.37	-0.01
22 「そんなことはしない方がいいと思う」と言う	.41	.44	-0.02	.45	.39	-0.06	.36	.49	.02
23 Aさんの家に行こうと言う	-0.02	.04	.84	.01	.02	.82	-0.03	.04	.88
24 Aさんに体を押し付け、首元を触る	.03	-0.00	.84	.01	.01	.85	.04	.01	.82
25 Bさんの家に行こうと言う	.08	-0.02	.83	.08	.02	.85	.10	-0.07	.85
26 微笑んでキスをする	-0.10	.09	.81	-0.07	.05	.85	-0.15	.16	.75
27 流されるままに、ホテルに着いていく	-0.08	.00	.75	-0.14	.01	.67	-0.01	-0.04	.85
28 ホテルでおしゃべりするだけならいいよと言う	.04	.22	.70	.09	.16	.72	-0.03	.30	.65
29 ホテルに行く代わりに、仕事上で便宜を図って欲しいと言う	.23	-0.09	.65	.18	-0.10	.67	.24	-0.03	.60

注) F1: 明示的不同意, F2: 黙示的不同意; F3: 黙示的同意。

第一因子には「肉体的な攻撃(ひざ蹴りをしたり噛みついたり殴ったり蹴ったり引っかいたり)をする」「共通の知り合いにAさんから言い寄られたことを告げると脅す」「走って逃げる」などの項目が含まれた。対して第二因子には、『あなたのことは本当に気に入っているけれど、まだ早いと思う。もっとお互いを知るまで待とう』と言う』『また今度』とあしらう』『疲れているし明日は早起きしないといけない』と言うなどが含まれていた。これらの項目は、「直截的で明確」(Hickman & Muehlenhard, 1999)な言動か否かによって区別することが可能であると思われるため、第一因子は「明示的不同意」、第二因子は「黙示的不同意」と命名した。

第三因子には、「Aさんに体を押し付け、首元を触る」「Bさんの家に行こうと言う」「流されるままに、ホテルに着いていく」など、婉曲的に同意を示すと捉えられ得る項目が含まれていたことから、黙示的の不同意に対応させ、「黙示的同意」と命名した。

性別によって異なる因子に負荷していた項目は、『『怖い』と言う』（項目12）、『『そんなことはしない方がいいと思う』と言う』（項目22）、『他の話を始めて、雰囲気を変える』（項目21）の3項目であった。項目12および項目22は女性では明示的の不同意に負荷していたのに対し男性では黙示的の不同意に負荷していた。逆に項目21は女性では黙示的の不同意に負荷していたのに対し男性では明示的の不同意に負荷していた。

因子の性差の検討 続いて因子ごとの性差の検討に先立ち、因子得点の比較を行う前提である切片の不変性が満たされるかを検討するためにモデルの比較を行った。モデルの比較に際しては、制約を順番に厳しくしていき、より厳しい制約が課されたモデルと以前のモデルの適合度の差が極端に大きくならなければより厳しい制約を課したモデルを採択するという手順がとられる（田崎, 2008）。そして、差の基準としては $\Delta CFI < .01$ が用いられることが多い（Hirchfeld & von Branchel, 2014）。本研究でもこの手順及び基準に従って検討した。

具体的には、比較の目的のため、異なる因子に負荷していた3項目および多重負荷が見られた上述の1項目を除外した上で、Table 1の全体の結果を反映した配置不変モデル（モデル1）、因子負荷量に制約を置いたモデル（モデル2）、モデル2の制約に加え、切片に制約を置いたモデル（モデル3）を設定した。分析の結果（Table 3）、モデル2およびモデル3の適合度の悪化はモデル1から $\Delta CFI < .01$ の範囲にあったため、設定したモデル中最も制約の厳しいモデル3を最終的なモデルとして採用した。

Table 3 適合度指標の比較

	$\chi^2 (\Delta\chi^2)$	DF (ΔDF)	$p (\Delta p)$	CFI (ΔCFI)	BIC	RMSEA	SRMR
モデル 1 ^a	1693.682	642	0.00	.858	25510.529	.09	.10
モデル 2 ^b	(48.630)	(24)	(<0.00)	(.003)	25416.095	.09	.11
モデル 3 ^c	(13.784)	(24)	(<0.00)	(.001)	25286.815	.09	.11

^a配置不変モデル, ^b因子負荷量不変モデル, ^c切片不変モデル。

このモデル3について因子平均の男女差を検討した。女性の因子平均を基準(0)として男性の得点と比較したところ、すべての因子で有意な差は認められなかった（Table 4）。

Table 4 因子平均の差

	女性		男性		因子平均	z-value	p-value
	M	SD	M	SD			
明示的の不同意	1.70	0.78	1.80	0.83	0.09	1.08	.28
黙示的の不同意	2.35	0.73	2.43	0.70	0.09	1.10	.27
黙示的の同意	3.27	1.03	3.40	0.97	0.15	1.23	.22

追加的分析

本研究は性的同意について日本で行われた最初の計量研究である。本研究のこの性質に鑑み、目的に含まれないが今後の研究に有益になり得る知見として、項目ごとの性差（電子付録 1⁵）および婚姻状況による差（電子付録 2）につき Welch の t 検定を行った。また、各項目と年齢の Pearson の積率相関を算出した（電子付録 3）。その結果、性差が見られた項目はなかった（ $ts < 1.82, ps > .07$ ）。婚姻状況による差が見られた項目もなかった（ $ts < 1.89, ps > .06$ ）。年齢との相関については、項目 23（ $r = -.11, p = .04$ ）、項目 24（ $r = -.13, p = .01$ ）、項目 25（ $r = -.13, p = .01$ ）、項目 26（ $r = -.11, p = .03$ ）、項目 29（ $r = -.11, p = .03$ ）の係数が有意であったが、それぞれの係数の値は小さかった。

【考 察】

本研究では、強姦性交等罪の改正が議論されていたことを背景として、人々は性的同意についてどのような認識を持っているのかを検討することを目的とした。具体的には、同意推認を類型化すること（目的 1）、および性的同意の構造および程度に性差があるかを検討すること（目的 2）を目的として調査を行った。以下ではその結果示されたことを目的に沿って考察する。

目的 1 について

探索的因子分析の結果、同意推認は「明示的不同意」、「黙示的不同意」、「黙示的同意」という 3 つの類型に分けられることが示された。これらのうち、現在の議論への示唆という点で特に重要なのは「明示的不同意」と「黙示的不同意」が区別されたことである。「明示的不同意」には相手を物理的に攻撃することやはっきりと拒絶の意思を示すことなどが含まれたのに対し、「黙示的不同意」には「もう少し時間をおこう」と言ったり体調が悪いことを告げることなどが含まれていた。そして、「明示的不同意」における因子の平均値は 1.70 であったのに対し、「黙示的不同意」における因子の平均値は 2.35 であり、「明示的不同意」の方が同意が存在しないと推認されやすいことが示された。

ドイツやスウェーデンをはじめとする各国の近年の法改正では、相手方の拒絶意思に反して性交に及ぶ場合のみを処罰するべきとする「No Means No」モデルや、相手方の同意を得ていない性交はすべて処罰するべきという「Yes Means Yes」モデルに基づくものがある（嘉門, 2019）。これらの制度は、同意にせよ不同意にせよ、明確な意思表示が行われることを前提とした設計となっている。しかしこのような制度上の動向に対して、実証研究は、日常的な性交において明示的ではっきりとした性的同意がとられることはほとんどなく（Shumlich & Fisher, 2018）、主として非言語的な行為によって性交が開始されることを指摘している（Hall, 1998）。本研究の結果は、これらの実証研究の知見と軌を一にして、性的同意は同意か不同意かという単純な二極で捉えられるのではなく、不同意はさらに明示的なものと黙示的なものに区別されていることを示唆している。

以上の示唆を政策への示唆へとさらに敷衍すると、次のように述べることができる。すなわち上述のように、ある特定の行為を処罰するためには、その行為があらかじめ明確に特定されている必要がある。しかし、本研

⁵ これらの電子付録は次の URL に掲載されている。osf.io/bza3n

究の結果が示唆するように、不同意にも類型および同意推認の程度におけるグラデーションがあるとするれば、「性的（不）同意」をどのように要件化するかに応じて、処罰が可能となる範囲も大きく変わってくる可能性がある。したがって、「不同意性交は処罰されるべきである」と主張するだけでは不十分であり、「どのような類型の不同意性交が処罰されるべきか」（つまり本研究で検討した範囲で言えば、明示的不同意性交のみが処罰されるべきか、それともそれに加えて黙示的不同意性交も処罰されるべきか）といった形で議論をさらに深めていく必要がある。言い換えれば、令和5年刑法一部改正法で、「同意しない意思」（刑法176条1項柱書）という文言で表現される意思がグラデーション構造になっていることを前提とすると、より明確な文言で定義したり類型化したりする余地があると考えられる。さらに、かかる意思がグラデーション構造となっていることを前提として法解釈することで、問題となる事例ごとに当該行為を処罰するのが妥当であるか、処罰するとしていかなる量刑にするかについて判断する運用とすることが望ましいかもしれない。

目的2について

類型ごとの性差について示されたことは、以下の2点である。

因子構造の相違 まず、目的1とも関連するが、男女で異なる因子に負荷していた項目があった。具体的には、『怖い』と言う（項目12）、『そんなことはしない方がいいと思う』と言う（項目22）、「他の話を始めて、雰囲気を変える」（項目21）の3項目であった。項目12および項目22は女性では明示的不同意に負荷していたのに対し男性では黙示的不同意に負荷していた。逆に項目21は女性では黙示的不同意に負荷していたのに対し男性では明示的不同意に負荷していた。

女性では明示的不同意に負荷していた項目12および項目22については、女性としてははっきりと断っているにもかかわらず、男性の側ではあくまでやんわりとした断り方にとどまっていると判断された行為と考えられる。逆に女性では黙示的不同意に負荷していた項目21は、女性の側ではあくまでも婉曲的に断っているにもかかわらず男性の側でははっきりとした拒絶と捉えられかねない行為であると推測される。

このように男女で行為の認識に相違があることは、両性の認識のミスマッチが生じうる危険性があることを示唆している。性的同意ないし不同意を表明したい時にどうすればいいかという問題点は、特に若年者に対する教育といった観点から公的機関の広報などでもいくつか動きが見られる分野である（京都市男女共同参画推進協会, 2018）。教育という問題は本論文の主眼ではないためこれ以上立ち入らないが、本研究で特定された上記3つの行為については、教育の際の具体例として挙げるなどして留意すべきかもしれない。

因子平均の相違 以上のように因子構造には多少の相違があったものの、異なる因子に負荷していた項目を除外し、不変性を確認した上で因子平均を比較したところ、どの因子においても性差は見られなかった。また、因子構造で差が見られた項目についても項目ごとの t 検定の結果、有意な差は見出されなかった。

性差に関する以上の結果をまとめると、同意推認の因子構造については異なる因子に負荷する項目が少数ながら存在するものの、それらの項目を除外した因子平均およびそれらの項目の平均値には男女差はないということになる。今後性的同意ないし同意推認について検討を進めていく中で、性差に着目する積極的な意義は少なくとも本研究で得られた結果からすれば見出しがたいと言えるだろう。

その他の知見

以上の目的には含まれないが有益な知見としては、以下の2点がある。第一に、シナリオにおけるアプローチをする側とされる側の性別については、男性がアプローチする側、女性がアプローチされる側として認識する人が大多数であることが示された。この知見は先行研究 (Beres, 2010; Burkett & Hamilton, 2012; Jozkowski & Humphreys, 2014) の一致するものであり、このような性的スクリプトが現在の日本の社会においても存在することを示唆している。このような性的スクリプトの存在が人々の性的行動にどのような影響を及ぼすかは今後検討していくことが求められよう。

第二に、追加的分析として検討した項目ごとの性差と婚姻状況の差および年齢との相関については、差はまったく見られず、年齢との相関についても弱いものにとどまった。この結果は、同意推認の個人差のうちこれらの属性変数に起因する部分は相対的に小さいことを示している。今後はどのような要因が同意推認の個人差を生じさせるのかを検討していく必要がある。

今後の課題

今後の課題としては以下の2点がある。第一に、本研究では法改正に関する議論を念頭に同意推認の類型化を行った。その結果は、直接的不同意という性的不同意の類型の市民の意識に存在することを示唆するものであり、このような結果は上述の通り、改正法の妥当性の検証や運用に際しての留意事項に対して有益な示唆を与えるものである。しかし、当該の議論により具体的な示唆を与えるためには、本研究で得られた類型ごとに、処罰をどの程度求めるか (あるいはそもそも刑罰という手段によって当該の行為を取り締まることを支持するか) といった規範的な問題や、またかりに特定の行為を処罰することが支持し得るとして同意・不同意の判断は適切に行えるのかといった事実認定の難易なども問題となる。今後はこれらを検討する方向へと研究を進めていくべきである。

第二の課題はサンプルの問題である。ウェブ調査を用いることで生じうる問題に対処するため、本研究では年齢と性別の人口割合に沿ってサンプルの割り付けを行い、トラップ項目を含めることで無気力回答に対処したため、ウェブ調査に伴う問題は最小化されていると考えられる。とはいえ、今後はより代表性の高い調査を行い、知見の頑健性を検証することが有益であろう。

【引用文献】

- Beres, M. (2010). Sexual miscommunication? Untangling assumptions about sexual communication between casual sex partners. *Culture, Health and Sexuality*, 12, 1–14.
- Burkett, M., & Hamilton, K. (2012). Postfeminist sexual agency: Young women's negotiations of sexual consent. *Sexualities*, 15, 815–833.
- Grauerholz, E., & Serpe, R. T. (1985). Initiation and response: The dynamics of sexual interaction. *Sex Roles*, 12, 1041–1059.
- Hall, D. S. (1998). Consent for sexual behavior in a college student population. *Electronic Journal of Human Sexuality*, 1, 1–16.

- Hickman, S. E., & Muehlenhard, C. L. (1999). “By the semi-mystical appearance of a condom”: How young women and men communicate sexual consent in heterosexual situations. *Journal of Sex Research*, 36, 258–272.
- Hirschfeld, G., & von Brachel, R. (2014). Multiple-group confirmatory factor analysis in R: A tutorial in measurement invariance with continuous and ordinal indicators. *Practical Assessment, Research and Evaluation*, 19, 1–12.
- 法務省 (2023). 性犯罪関係の法改正等 Q&A Retrieved from https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html (2023年11月7日)
- 井田 良 (2015). 性犯罪処罰規定の改正についての覚書 慶應法学, 31, 43–60.
- 伊藤 和子 (2019). なぜ、それが無罪なのか!?——性被害を軽視する日本の司法—— ディスカヴァー・トゥエンティワン
- 岩井 宣子 (2014). 序——性犯罪規定の見直しに向けて—— 女性犯罪研究会 (編). 性犯罪・被害——性犯罪規定の見直しに向けて—— (pp. 3-19) 尚学社
- Jozkowski, K. N., & Humphreys, T. P. (2014). Sexual consent on college campuses: Implications for sexual assault prevention education. *Health Education Monograph Series*, 31, 30–35.
- 嘉門 優 (2019). 性犯罪規定の見直しに向けて——不同意性交等罪の導入に対する疑問—— 立命館法学, 387/388, 52–72.
- 川口 浩一 (2019). 強姦罪から不同意性交等罪へ——性刑法の基本類型の比較法的考察—— 法政研究, 85, 507–532.
- Kim, J. L., Sorsoli, C. L., Collins, K., Zylbergold, B. A., Schooler, D., & Tolman, D. L. (2007). From sex to sexuality: Exposing the heterosexual script on primetime network television. *Journal of Sex Research*, 44, 145–157.
- Lenton, A. P., & Bryan, A. (2005). An affair to remember: The role of sexual scripts in perceptions of sexual intent. *Personal Relationships*, 12, 483–498.
- 松澤 伸・松原 英世 (2015). 刑罰政策に関する国民の法意識について——「法感情」と「法理性」についてのフレミング・バルヴィの研究—— 刑事法ジャーナル, 46, 85–96.
- 向井 智哉・松木 祐馬・木村 真利子・近藤 文哉 (2020). 厳罰傾向と帰属スタイルの関連——日韓の比較から—— 心理学研究, 91, 183–192.
- 三浦 麻子・小林 哲郎 (2015). オンライン調査モニタの Satisfice に関する実験的研究 社会心理学研究, 31, 1–12.
- Muehlenhard, C. L., Andrews, S. L., & Beal, G. K. (1996). Beyond “just saying no”: Dealing with men’s unwanted sexual advances in heterosexual dating contexts. *Journal of Psychology and Human Sexuality*, 8, 141–168.
- 仲道 祐樹 (2020). 継続的虐待と抗拒不能の判断 法律時報, 92(5), 4-6.
- 小沢 春希 (2019). 強制性交等罪の構成要件緩和——欧州における同意のない性交の罪—— 調査と情報, 1076, 1–14.
- Rosseel, Y. (2012). lavaan: An R Package for Structural Equation Modeling. *Journal of Statistical Software*, 48, 1–36.
- 齋藤 梓・大竹 裕子 (2019). 当事者にとっての性交「同意」とは——性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる—— 年報公共政策学, 13, 185–205.

- 齋藤 梓・岡本 かおり・大竹 裕子 (2019). 性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係——性暴力被害の支援をどう整えるべきか—— 学校危機とメンタルケア, *11*, 32–52.
- Satinsky, S., & Jozkowski, K. N. (2015). Female sexual subjectivity and verbal consent to receiving oral sex. *Journal of Sex and Marital Therapy*, *41*, 413–426.
- 性犯罪に関する刑事法検討会 (2021). 「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書 Retrieved from <https://www.moj.go.jp/content/001348762.pdf> (2023年11月8日)
- 性犯罪の罰則に関する検討会 (2015). 「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書 Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf> (2023年11月8日)
- 島岡 まな (2014). 共同研究の趣旨 刑法雑誌, *54*, 1–5.
- 島岡 まな (2015). 性犯罪の重罰化——真の問題はどこにあるのか? —— 法学セミナー, *60*, 39–43.
- 島岡 まな (2016). ジェンダー刑法学入門 法学セミナー, *61*, 25–29.
- 島岡 まな (2017). 性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察. 慶應法学, *37*, 19–37.
- 清水 裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD——機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案—— メディア・情報・コミュニケーション研究, *1*, 59–73.
- Shumlich, E. J., & Fisher, W. A. (2018). Affirmative sexual consent? Direct and unambiguous consent is rarely included in discussions of recent sexual interactions. *Canadian Journal of Human Sexuality*, *27*, 248–260.
- Simon, W., & Gagnon, J. H. (1984). Sexual Scripts. *Society*, *22*, 53–60.
- Simon, W., & Gagnon, J. H. (1986). Sexual scripts: Permanence and change. *Archives of Sexual Behavior*, *15*, 97–120.
- 総務省 (2021). 年齢(5歳階級), 男女別人口(2020年8月確定値, 2021年1月概算値) Retrieved from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=1&year=20210&month=11010301&tclass1=000001011678> (2021年2月20日)
- Spring (2018). 見直そう! 刑法性犯罪 性被害当事者の視点から Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001316277.pdf> (2021年2月20日)
- 高野傑(2023). 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪とその問題点 Retrieved from https://legalcommons.jp/column/takano_20230713 (2023年11月7日)
- Vannier, S. A., & O’Sullivan, L. F. (2011). Communicating interest in sex: Verbal and nonverbal initiation of sexual activity in young adults’ romantic dating relationships. *Archives of Sexual Behavior*, *40*, 961–969.
- 安田拓人 (2019). 準強制性交等罪における抗拒不能の判断[名古屋地裁岡崎支部平成 31.3.26 判決] 法学教室, *469*, 138.

Investigating Factor Structure and Gender Difference of Sexual Consent/Nonconsent Signals

Tomoya MUKAI, Yui FUKUSHIMA, Ikuo AIZAWA,
Masahiro SADAMURA, and Karin TOZUKA

The pivotal topic of the debate regarding criminal code amendment involves expanding the scope of punishable acts to include “sex without consent.” In this context, this study aimed to exploratorily investigate how the public estimates sexual consent, focusing on gender differences. Specifically, 500 respondents were asked to read a scenario depicting two characters in a sexual situation and presented with possible 30 reactions one character could take when she/he was asked to engage in sexual intercourse. Subsequently, they were asked to estimate the degree to which the character consented when she/he had taken a particular reaction. Exploratory factor analysis extracted three factors: explicit nonconsent, implicit nonconsent, and implicit consent. Although three reactions loaded on different factors in female and male samples, a three-factor structure was maintained in the analysis using gender-specific samples. Multi-group confirmatory factor analysis revealed no significant differences in the scores of the three factors between the samples. These results suggest that sexual consent/nonconsent has a more complicated graduation than the present debate, and future possible amendments must consider this complication.

【Key words: sexual consent, forcible sexual intercourse, gender, sexual script theory】